

(議事録)

佐野部会長 これから、第5回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。
まず事務局から、出席状況について報告をお願いいたします。

賃金室長補佐 報告します。公益代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者代表委員3名、以上9名です。

佐野部会長 ありがとうございます。委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

 本日の主な議題は金額審議であり、専門部会運営規程第7条第1項ただし書及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当するものと思われまので、会議は非公開といたします。

 また、本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、佐野が、労働者側は柿沼委員さん、使用者側は廣澤委員さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

 議題の1は、埼玉県最低賃金の改正決定についてですが、結審に向けての審議をお願いできればと思います。今日は、金額について具体的な審議を進めていきたいと思います。もう一度双方から御意見・提案等を頂戴し、その後、個別協議で詰めていくことでよろしいでしょうか。

 それでは、今までの流れで、労働側から、今回ははっきり言いまして、目安金額以外を受けるかどうかという議論で進んでいると思うのですが、それに対して使用者側は、目安金額に対しては非常に厳しいと。はっきり言って、とても受け入れられる状況じゃないという御意見が当初はあったかなと思っておりますけども、その後、議論を進めていく中で、埼玉県の公労使とも、最低賃金を上げていくことについては理解されているのかなと。ただ、そのスピード感とかいうところもあるのですが、何分今年は経営者側にとってはコロナの影響も強いということで、金額を受けるかというのがなかなか難しいというのが続いているのかなと思っております。

 いろいろと議論を進めていただいて、埼玉のこれまでの全会一致での流れとか、今後の審議を継続していくにあたってのいろいろな影響とか、近隣の東京が目安金額の28円で、結果的には全会一致じゃないかもしれませんが、決定されているという状況や、埼玉で否決するのは難しいことになるのかなということを兼ね合い考えますと文書を作成することによって、別紙という形になると思いますが、そ

うすることによって、受け入れるのもやぶさかではないかと思っておりますが、現状認識として、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、まず採決は、添付する昨日の資料の内容を確認した上で取りたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

最初に事務局から、変更点とか説明していただけますでしょうか。

賃金室長

では事務局より、簡単にですけれども変更点を御説明させていただきます。

昨日、最低賃金の改正決定に関する報告書とって、専門部会のいわゆる金額審議等の最終結果を本審に上げるための報告書について、皆様の御協議をいただいたところです。

従来ですと、この報告書に別紙1、それから別紙2に生活保護との比較に関する資料を付け加えて、合計3枚の資料として報告させていただいておりました。

本年度は、別紙3ということで昨日提案させていただきました、様々な委員の方々からの御意見を取り入れた公労使の見解を、別紙3としていたのですが、御意見の中で、これは別紙2にしてほしいという御意見がございましたので、今日、御提案させていただいているのは、別紙2に昨日の別紙3のものを入れ込んでおります。

さらに、生活保護との比較に関しては、これは入れなければなりませんので、別紙3という形で入れさせていただいております。

主な変更点ですが、まず報告書の冒頭で、昨日は、中小企業に対して、生産性の向上とか、SDGsのくだりがありましたけれども、そこは全部、別紙2に盛り込んでおりますので、報告書の表は簡潔に記載しております。

ただし、使用者側の委員の方から、こういった形で金額を受け入れるに当たっては並々ならない思いがあったということのお話がありましたので、表現として、報告書の中段にそういった思いというか、厳しい状況だということを書かせていただいた上で、国に対する要望があるということを入れさせていただきました。

別紙1は、これは定型的な文章となっております。

別紙2に関してですけれども、様々な御意見があった中で、それを全て網羅できるように、あと事務局のほうで多少点を付け加えたり、あと未満率と影響率で解釈が違いますので、そういったところを修正させていただいた形で表現を変更させていただいております。

以上です。

佐野部会長

ありがとうございます。それでは、私のほうで変更点を中心に再度確認させていただきたいと思います。

最初に室長のほうから、報告書の体裁について取り上げていただいておりますので、体裁が昨日とどこが違っているかということ、もちろん後で表紙の文面は検討させていただきますが、形としては別紙1は変わりはありませんが、廣澤委員さんの御提案がありましたので、生活保護との比較については別紙3にして、昨日別紙3にしているところを別紙2にしております。そこがまず、文書の体系としてはそういうふうになっておりますことを、御了解いただきたいと思っております。

別紙2についてですが、細かい点の内容は割愛させていただきます。例えば「7月27日」の文体を変えるとか、「使用者代表委員」とかそういうところの表現は割愛させていただきますけども、「労使のみならず全ての埼玉県民の将来を見据えての共通認識に負うところが大きい」とか、少し分かりやすく入れたところが、1ページ目には入っております。

2ページ目には、先ほど御意見がありましたコロナ禍の影響を、違った形で文章に改めているというところがございます。それは2ページ目の下のほうの行です。「拡大が顕著に見られ」という形で、具体的数字は入れないようにしております。

3ページ目は、明確にするために「最低賃金法で定める賃金決定の3要素」を入れております。

4ページでは、いろいろと御意見があったのですが、このような状況を総合的に勘案すると、「あるべき最低賃金の審議の実現に向けて関係機関に次の事項を強く要望しつつ、本意ではないが28円の引上げを行わざるを得ない環境にあると考える」というような、先ほど室長もちょっと触れましたけど、そういうことでまとめさせていただいております。あとは、中央と地方の役割の明確化とかいう形にもさせていただいております。

5ページ目では、先ほど日本政府とか地方自治体とか、そういうところの文章を少し直させていただいたということと、あと昨日、鈴木さんがお話しされていたSDGsとかそういうところの文章について、少し場所を移すとともに引用文献等を入れさせていただいております。

7ページ目は、子供の貧困の表記についてなのですが、これは多分必要ないんじゃないかということで、最終的には割愛していただくことになるかなと思っております。

それと、報告書の表紙から、最低賃金がマスコミ等に取り上げるといふ、6ページの下の部分ですが、都道府県の地方最低賃金審議会の答申に基づきという、こういう云々の文章が書いてありますが、これをこちらのほうに移させていただいております。

そういうことで、答申の報告書、本体については大分スリム化しております。内容的にはちょっとトーンの強弱をつけたところもありますが、変更はほとんどしていないと思っております。

以上、御審議いただければと思います。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

オブザーバー須藤 4ページの2段目のところでございますけども、私の強い希望といたしますと、「勘案すると」の次に、その下の「次の条件の下」の次の事項のところは今、消えていますけども、そこを生かして、もう一度段落の頭から言いますと、「このような状況を総合的に勘案すると、次の事項を次年度に向けて確実に実施することを強く要請し、本意ではないが28円の引上げを行わざるを得ない環境だと考える」という形で、この部分は肝の部分でございますので、普通の要望ではなく強い要望という形で、ぜひとも記入の変更をお願いしたいと思っております。

佐野部会長 これは使用者側の御意見の部分ですけど、他の使用者側の方々はどうですか。お考えは、あくまでも、須藤さんの個別意見ということではありませんので、使用者側の方々の御意見として、原案としていきたいというのであればそうしますし、変えた内容でもいいんじゃないかということだったら、変更して行かせていただきますが。

この文章のベースになるのは、議事録の中での個別意見、個人個人の意見ですが、答申での報告書に係るものですから、個人色を表すものではありませんので。

使用者代表と労働者代表の意見ですから、それぞれが納得していただければそれで構わないと、私は考えております。

廣澤委員 須藤さんの発言も受けて、できればそういう形に修正をお願いしたいと思っております。

佐野部会長 はい。では使用者側はそういうことで、今の須藤さんの発言でよろしいですか。

それでは、そういうことで直していただけますか。

あとは何かございますか。

本音からを言うと、時間もあんまりありませんので、これでお許しいただければ、できるだけ修正箇所を少なくしたいと思っております。どうしても、ここだけは、というところがありましたらおっしゃっていただきたいと思っております。

審議のプロセスとして、承ったものは、これはそれぞれの委員の見解ですから、変更するかどうかの意思を確認した上で採決いたしますので、よろしくお願いいたします。

あとは特にないですか。よろしいでしょうか。

今のぐらいだったら、変更は大丈夫ですか。

賃金室長 大丈夫です。

佐野部会長 それでは、対応をお願いいたします。
須藤さん、「あるべき最低賃金の審議の実現に向けて関係機関に次の事項を強く要望しつつ」は残したほうがいいですか。

オブザーバー須藤 もう全部カットで。

佐野部会長 そこは要らないということですね。

オブザーバー須藤 はい。

佐野部会長 分かりました。いきなり、「勘案すると」、元のものに戻したほうがいいと。

オブザーバー須藤 「次の条件」というのを取っていただいて、「勘案すると」で、「事項」の前に「次の」を書いて、「勘案すると、次の事項を次年度に向けて」というところにつないでいただければ。

佐野部会長 「次の事項を」ですね。

オブザーバー須藤 はい。条件とかをクリアしないと駄目だというのは、昨日いろいろ御意見をいただいて省かせていただいて、ただ、「要望」というのを一歩踏み込んだ「強い要望」という形を、ぜひとも取らせていただきたいと思います。

佐野部会長 ありがとうございます。それでは整理しますと、「このような状況を総合的に勘案すると、次の事項を次年度に向けて確実に実施することを強く要請し」という文章でよろしいでしょうか。

オブザーバー須藤 ぜひともお願いします。

佐野部会長 じゃあそれで、今の文章に至急変更をお願いいたします。
他にないということでしたら、次の報告書文について御確認をお願いしたいと思います。

また私のほうで読ませていただきますけども、文章部分だけです。

「当専門部会は、令和3年7月5日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、審議においては、使用者側代表委員から、埼玉県内の中小企

業・小規模事業者が置かれている厳しい現状等の中、地域別最低賃金額改正の目安金額を受け入れた異例な金額での最低賃金引上げとなることに対して、経営の継続ができない事業者が発生する懸念、雇用維持への不安等、厳しい意見が表明され、当初は労使の意見の隔たりが大きかったが、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努め、国に対する諸施策等の要望を行うこととし、全会一致での報告に至ったものであり、今回の報告に当たっては、労働者側見解、使用者側見解及び公益側見解について別紙2のとおり取りまとめたので、併せて報告する。

また、別紙3のとおり、令和元年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額926円）は、令和元年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。」

あとは、本審議に当たった専門部会委員が書かれておりますが、これについては省略させていただきます。

内容的に変更があったというのは、先ほど申しましたが、別紙2と別紙3を入れ替えたというところがございます。

別紙1につきましては、大変恐縮なのですが、この別紙2の内容で御了解いただければと考えております。これから審議で皆さんの賛否を問うわけですが、答申案を目安金額どおりに入れた形で準備していただいております。1時間956円でございます。

効力の発生については、令和3年10月1日の発生を私どもは目指しておりましたので、その日を記載しております。

あと別紙2については今御確認いただいたところで、別紙3については、これまでのものがついておりましたが、その年度を改めたものでございます。内容については事務局が確認しておりますので、これはお任せいただきたいと思います。

報告書はどうでしょうか。これでよろしいですか。

それでは、今、修正していただいたところの完成を待って、もう一度確認して、これで良いとなりましたら採決いたします。文書の内容の確認をしないで採決するというのは、いささかおかしいかなと思っていますので、ちょっと時間を頂戴いたします。それまでお待ちください。

土屋部会長代理 修正が出来上がるまで休憩で。

佐野部会長 そうですね。修正が出来上がるまで休憩で結構でございます。

賃金室長 では休憩ということでお願いいたします。

佐野部会長 文章を先ほど直していただきましたが、そういうふうになっている

か確認していただけますか。

賃金室長 分かりました。

佐野部会長 よろしく申し上げます。改めて、別紙2のそのこのところは差し替えという形で付けばいいですね。

(休 憩)

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

佐野部会長 よろしいですか。大変恐縮ですけれども、最初から触れることなく、先ほど須藤さんから要望があったところの箇所を確認し、最後に一部を取るといった部分を確認する、その2点に絞らせていただきます。

須藤さんからの提案により、文章を変更いたしました。該当箇所は4ページ目の2行目から4行目に書いてある部分でございます。読ませていただきます。

「このような状況を総合的に勘案すると、次の事項を次年度に向けて確実に実施することを強く要請し、本意ではないが28円の引上げを行わざるを得ない環境にあると考える」。

これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

先ほどの引用部分の最後の部分は割愛させていただきました。

以上をもって、文章は確認していただいたと思いますが、何か御意見がございますか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、これから専門部会として、本審での採決に向けて、採決を採りたいと思います。

皆様、目安金額28円での引上げ、時間額956円となりますが、これでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

(挙手 委員全員)

佐野部会長 委員の皆様、ありがとうございます。全員賛成でございます。ありがとうございます。

全員賛成をしていただきましたが、使側、労側、公益側、何か御意見がありましたらお願いいたします。

廣澤委員 では最初に使側から。今回は全員一致という形になりましたが、正直、使用者側はそれぞれ各自、悩んだ結果だと思えます。

やはり中央審議会で28円が出たという重みを、地方と中央がそれぞれ独立した立場とはいえ、過去のケースを見てもなかなか越えがた

いものがあつたと思います。

そういうことも全部飲み込んだ上で、使側としては、あくまでも金額に固執して話をずっと混乱させるより、やはり28円を前提に、今後どういう施策が県のために、経済のために必要なのだというようなことに比重を置いて議論を進めたほうがいいのではないかと考えたところがあります。

加えて、今回の中央の、具体的な根拠も示さないまま、ある意味28円を強制されるような、そういう在り方についても疑問を呈することが必要だと思いました。

いずれにいたしましても、労側が、県の経済の状況も鑑みながら28円フラットを御提案いただいたことも非常にありがたく思いますので、使側といたしましても悩んだ結果、28円に賛成をさせていただきました。

最後に、できましたら、別紙に我々の思いをきちんと入れさせていただきましたので、きちんと国のほうにも伝えていただきたいと思えます。

以上です。

佐野部会長

ありがとうございました。
労側からございますか。

柿沼委員

先ほど専門部会として28円の引上げを全会一致で採決となりました。まずは、使側の委員の皆さんにおいては、県内で働く労働者の生活のことを踏まえて御理解をいただいたものと受け止めております。ありがとうございます。

ただ、本年度の議論の中で行きますと、我々としては、中央から提示された目安については28円の全国一律ということで、地域間格差是正に向けた強いメッセージが含まれたものだというふうに受け止めております。これはランク間の格差是正だけでなく、ランク内の格差是正についてもメッセージとして受け止めております。

本年度の議論の中では、最終的に格差是正というところには至りませんでした。来年度以降も引き続き、この点については調査審議をしていきたいと思えます。

また我々としても、早期に1,000円の実現に向けた大きな一歩だと思っておりますが、先ほどの別紙2のほうに、労働側の見解として、本来、健康で文化的な生活を送るための賃金水準は幾らなのかということは、周知に向けてメッセージとして掲載しておりますので、我々としても、しっかりとこの見解を中央最低賃金審議会のほうに伝えていただければと思っております。

以上です。

佐野部会長 ありがとうございます。
 公益からは何かございますか。

土屋部会長代理 特にないです。

佐野部会長 ありがとうございます。よろしいですか。
 これから部会長報告案について作成いたしますが、ちょっと申し忘れたことがございます。失礼いたしました。
 発効日は令和3年、10月1日でございます。引上率は、先ほど申し上げましたけども28円で、率としては3.02%の引上げ、時間額は956円でございます。大変申し訳ございません。
 それでは、部会長報告案を作成いたしますので、作成するまで休憩をお願いいたします。事務局、よろしいですか。

賃金室長 はい。部会長報告案は先ほどお示ししたとおりで、別紙2に修正を加えさせていただいたということで、読み上げはできる状況ですが、いかがいたしましょうか。

佐野部会長 それでは、当初手元に置かせていただいたものを別紙2に差し替えさせていただいて、それで報告書案とさせていただきます。
 では、事務局のほうから読み上げていただけますでしょうか。

賃金室長 はい。令和3年8月5日。埼玉地方最低賃金審議会、埼玉県最低賃金専門部会、佐野勝正部会長から、埼玉地方最低賃金審議会会長、佐野会長宛の報告書となります。

 当専門部会は、令和3年7月5日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

 なお、審議においては、使用者代表委員から、埼玉県内の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい現状等の中、地域別最低賃金額の改定を目安金額を受け入れた異例な金額での最低賃金引上げとなることに対して、経営の継続ができない事業者が発生する懸念、雇用維持への不安など厳しい意見が表明され、当初は労使の意見の隔たりは大きかったが、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努め、国に対する諸施策等の要望を行うこととして、全会一致での報告に至ったものである。

 今回の報告に当たっては、労働者側見解、使用者側見解及び公益見解について別紙2のとおり取りまとめたので、併せて報告する。

 また、別紙3のとおり、令和元年10月1日改正発効の埼玉県最低

賃金（時間額926円）は、令和元年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、佐野勝正、土屋直樹、満木祐子。

労働者代表委員、内川雅清、柿沼聡、二階堂祐輔。

使用者代表委員、嶋田昌美、廣澤健一、山崎寛。五十音順です。

別紙1を読み上げさせていただきます。

埼玉県最低賃金。1、適用する地域、埼玉県の区域。2、適用する労働者、前号の地域内の事業場で使用される労働者。3、適用する使用者、前号の労働者を使用する使用者。4、第2号の労働者に係る最低賃金額、1時間956円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、令和3年10月1日。

別紙2は割愛させていただきます。

別紙3ですけれども、埼玉県最低賃金と生活保護との比較についてということで、生活保護水準11万2,513円は、令和元年埼玉県最低賃金の926円、13万1,487円を下回っており、最低賃金が生活保護水準を上回ったことを報告させていただきます。

以上です。

佐野部会長

ありがとうございました。ただいま事務局から部会長報告案を読み上げていただきました。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

佐野部会長

よろしいですか。ありがとうございます。

原案のとおり部会長報告案が承認されましたので、(案)を消していただき、本審議会に提出することといたします。

続きまして、議題2はその他でございます。まず委員の皆様方から何かございますでしょうか。ありませんか。

ないようでしたら、事務局からありますか。

賃金室長

特に用意しているものはございません。

佐野部会長

ありがとうございます。

以上をもちまして、今年度の埼玉県最低賃金専門部会を閉会といたします。皆様、御協力ありがとうございました。

— 了 —